総社市教育委員会公告式規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月22日

総社市教育委員会委員長 林 直 人

総社市教育委員会規則第1号

総社市教育委員会公告式規則等の一部を改正する規則

(総社市教育委員会公告式規則の一部改正)

第1条 総社市教育委員会公告式規則(平成17年総社市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた 部分に改める。

改 īF 後 改 正 前 第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31 第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31 年法律第162号) 第15条第2項の規定に基づき、総社市教育委員会規 年法律第162号) 第14条第2項の規定に基づき、総社市教育委員会規 則その他総社市教育委員会の定める規程で公表を要するもの(以下「規則 則その他総社市教育委員会の定める規程で公表を要するもの(以下「規則 等」という。) の公告式を定める。 等」という。) の公告式を定める。 第2条 規則等を公布するときは、番号、年月日、公布の旨の前文及び教育 第2条 規則等を公布するときは、番号、年月日、公布の旨の前文及び教育 委員会名を記入して、教育長が署名押印するものとする。 委員会名を記入して、委員長が署名押印するものとする。 2 略 2 略

(総社市教育委員会会議規則の一部改正)

第2条 総社市教育委員会会議規則(平成17年総社市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動後条」という。)が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条(以下この条において「削除条」という。)を削り、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条(以下この条において「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び削除条を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び追加条を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改

め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
	 (委員長等の選任) 第1条 委員長の選挙は、会議において、無記名投票により行い、有効投票の最多数を得た者(その者が2人以上あるときは、これらの者のうちからくじで定めるもの)をもって当選人とする。 2 委員中に異議がないときは、前項の投票に代えて指名推選の方法を用いることができる。 第2条 委員長職務代理者の指定は、前条の例による。 2 委員長及び委員長職務代理者に事故があるとき、又は欠けたときは、先任の委員(先任の委員が2人あるときは、これらの者のうち年長のもの)が委員長の職務を代理する。 (会議) 第3条 教育委員会の会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。
(趣旨) 第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第16条の規定に基づき、総社市教育委員会(以下「委員会」という。)の会議の運営等に関して必要な事項を定めるものとする。 (会議) 第2条 会議は、教育長が必要であると認めるとき、又は委員2人以上から書面で会議に付議すべき事件を示して、請求があったときに招集する。 第3条 略	書面で会議に付議すべき事件を示して、請求があったときに招集する。 第5条 略
2 会議の招集を行った場合には、教育長は、直ちに会議開催の場所及び日時、会議に付議すべき事件を告示するものとする。 第4条 略 2 委員は、招集に応ずることができないときは、その事由を具して会議開会前までに教育長に届け出なければならない。 第5条 開会及び閉会は、教育長が行う。 第6条 略	2 会議の招集を行った場合には、 <u>委員長</u> は、直ちに会議開催の場所及び日時、会議に付議すべき事件を告示するものとする。 第6条 略 2 委員は、招集に応ずることができないときは、その事由を具して会議開会前までに <u>委員長</u> に届け出なければならない。 第7条 開会及び閉会は、 <u>委員長</u> が行う。 第8条 略

第7条 略

- 2 動議が提出されたときは、<u>教育長</u>は会議に諮って、これを議題としなければならない。
- 第8条 動議を提出し、又は討論しようとする者は、<u>教育長</u>の許可を得て、 発言しなければならない。
- 2 2人以上が発言を求めたときは、<u>教育長</u>は先に発言を求めたと認めた者 を指名して発言させるものとする。

第9条 略

- 第10条 委員会に対して、請願又は陳情をしようとする者は、<u>教育長</u>の許可する時間内において、事情を述べることができる。
- 第11条 <u>教育長</u>において論旨が尽きたと認めたときは、会議に諮って、採 決しなければならない。
- 第12条 教育長は、順次、各委員の賛否の意見を求めて採決する。
- 2 <u>教育長</u>は必要があると認めるときは、会議に諮って、記名又は無記名の 投票によって採決することができる。

第13条 略

- 第14条 会議は、公開する。ただし、人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、教育長及び出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。
- 2 前項ただし書の<u>教育長</u>又は委員の発議は、討論を行わないでその可否を 決しなければならない。
- 3 略

(会議録)

第15条 略

- 第16条 会議録は、<u>教育長</u>が事務局職員のうちから指名して、これを作成させる。
- 2 会議録には、<u>教育長、</u>出席委員<u>1人</u>及びこれを調製した職員が署名しなければならない。
- 第17条 会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- (1) 略
- (2) 教育長及び出席委員の氏名

改 正 前

第9条 略

- 2 動議が提出されたときは、<u>委員長</u>は会議に諮って、これを議題としなければならない。
- 第10条 動議を提出し、又は討論しようとする者は、<u>委員長</u>の許可を得て、発言しなければならない。
- 2 2人以上が発言を求めたときは、<u>委員長</u>は先に発言を求めたと認めた者を指名して発言させるものとする。

第11条 略

- 第12条 教育委員会に対して、請願又は陳情をしようとする者は、<u>委員長</u> の許可する時間内において、事情を述べることができる。
- 第13条 <u>委員長</u>において論旨が尽きたと認めたときは、会議に諮って、採 決しなければならない。
- 第14条 委員長は、順次、各委員の賛否の意見を求めて採決する。
- 2 <u>委員長</u>は必要があると認めるときは、会議に諮って、記名又は無記名の 投票によって採決することができる。

第15条 略

- 第16条 会議は、公開する。ただし、人事に関する事件その他の事件について、<u>委員長</u>又は委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。
- 2 前項ただし書の<u>委員長</u>又は委員の発議は、討論を行わないでその可否を 決しなければならない。

3 略

第17条 第3条から前条までに定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

(会議録)

第18条 略

- 第19条 会議録は、<u>委員長</u>が事務局職員のうちから<u>教育長の推薦する者を</u> 指名して、これを作成させる。
- 2 会議録には、出席委員2人及びこれを調製した職員が署名しなければならない。
- 第20条 会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- (1) 略
- (2) 出席委員の氏名

改正後	改 正 前
(3) 教育長, 委員及び傍聴人を除くほか, 議場に出席した者の氏名	(3)委員及び傍聴人を除くほか、議場に出席した者の氏名
(4)~(8) 略	(4)~(8) 略
(9) その他 <u>教育長</u> 又は会議において必要と認めた事項	(9) その他 <u>委員長</u> 又は会議において必要と認めた事項
第18条 会議録に記載した事項に関して、委員中に異議があるときは、教	第21条 会議録に記載した事項に関して、委員中に異議があるときは、 <u>委</u>
<u>育長</u> はこれを会議に諮って決定する。	<u>員長</u> はこれを会議に諮って決定する。
(その他)	
第19条 この規則に定めるもののほか、会議の運営等について必要な事項	第22条 第18条から前条までに定めるもののほか、会議録について必要
は、 <u>教育長</u> が会議に諮って定める。	な事項は, <u>委員長</u> が会議に諮って定める。

(総社市教育委員会会議傍聴規則の一部改正)

第3条 総社市教育委員会会議傍聴規則(平成17年総社市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた 部分に改める。

改 正 後	改 正 前
第2条 次の各号のいずれかに該当すると認められるものは、傍聴を許さない。 (1)及び(2) 略 (3) その他教育長において傍聴を不適当と認める者 第5条 傍聴人は、教育長が傍聴を禁じたとき、又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。 第6条 この規則に定めるもののほか、傍聴人は、教育長の指示に従わなければならない。	ときは,速やかに退場しなければならない。

(総社市教育委員会事務局処務規則の一部改正)

第4条 総社市教育委員会事務局処務規則(平成17年総社市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号(以下この条において「削除号」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下

線が引かれた部分(号の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 改 正 前 (組織) (組織) 第2条 事務局に次の部,課及び係を置く。 第2条 事務局に次の課及び係を置く。 教育部 庶務課 庶務課 学校教育課 学校教育課 こども夢づくり課 こども夢づくり課 生涯学習課 社会教育係,人権教育係,体育振興係 生涯学習課 社会教育係、人権教育係、体育振興係 文化課 文化振興係,文化財係 文化課 文化振興係,文化財係 (職員) (職員) 第4条 部に部長、参与及び参事を置くことができる。 第4条 事務局に教育次長、参与及び参事を置くことができる。 $2 \sim 4$ 略 $2 \sim 4$ 略 5 部長、参与、参事、課長、課長代理、主幹、課長補佐、指導主幹、社 5 教育次長、参与、参事、課長、課長代理、主幹、課長補佐、指導主 会教育主幹,係長,主査,主任,指導主事,社会教育主事及び学芸員 幹, 社会教育主幹, 係長, 主査, 主任, 指導主事, 社会教育主事及び学 は、職員をもって充てる。 芸員は、職員をもって充てる。 (職務) (職務) 第5条 教育次長は、教育長を助け、事務局の総合調整及び進行管理を行い、 第5条 部長は、教育長を助け、部の総合調整及び進行管理を行う。 教育長に事故があるときは、その職務を代理する。 2 参与又は参事は、上司の命を受け、特定の事項を処理し、教育次長に事 2 参与又は参事は、上司の命を受け、特定の事項を処理し、部長に事故が あるときは、特定の事項についてその職務を代理する。 故があるときは、特定の事項についてその職務を代理する。 $3 \sim 12$ 略 $3 \sim 12$ 略 (分掌事務) (分堂事務) 第6条 各課係の分掌事務は、次のとおりとする。 第6条 各課係の分掌事務は、次のとおりとする。 庶務課 庶務課 (1)~(17) 略 (1)~(17) 略 (18) 部内各課との連絡に関すること。 (18) 事務局内各課との連絡に関すること。 $(19) \sim (27)$ 略 (19)~(27) 略

学校教育課~文化課 略

(決裁区分の表示)

学校教育課~文化課 略

(決裁区分の表示)

- 第7条 事務決裁の区分を次のとおり定め、各処分案には、その決裁区分に 従って主務課長の責任において各回議案に表示するものとする。
- (1) 教育長の決裁を要するもの A
- (2) 部長の専決事項に属するもの B
- (3) 課長の専決事項に属するもの C

(教育長に対する事務委任)

- 第8条 <u>教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。</u>
- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162 号。以下「地教行法」という。)第25条第2項各号に定める事務(軽 易又は定例的なものを除く。)
- (2) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申し出ること。
- (3) 通学区域の設定及び変更に関すること。
- (4) 教科用図書の採択に関すること。
- (5) 陳情及び請願に関すること。
- (6) 前各号のほか、教育委員会が特に指示したこと。

改 正 前

- 第7条 事務決裁の区分を次のとおり定め、各処分案には、その決裁区分に従って主務課長の責任において各回議案に表示するものとする。
- (1) 教育委員長の決裁又は閲覧を要するもの A
- (2) 教育長の専決事項に属するもの B
- (3) 教育次長の専決事項に属するもの C
- (4) 課長の専決事項に属するもの <u>D</u> (教育長専決事項等)
- 第8条 <u>教育長は、次に掲げるものを除き、その事務を専決処理する。ただし、重要又は異例と認められるものについては、教育委員会に付議しなければならない。</u>
- (1) 学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めること。
- (2) <u>学校,幼稚園,保育所,認定こども園,公民館及び図書館の設置及び</u> 廃止を決定すること。
- (3) <u>県費負担教職員の懲戒及び県費負担教職員たる校長及び教頭の任免</u> その他の進退について内申すること。
- (4) 県費負担教職員の服務の監督の一般方針を定めること。
- (5) 前2号に定めるもののほか、人事の一般方針を定め及び懲戒を行うこと。
- (6) <u>教育長並びに事務局及び教育機関の職員(県費負担教職員を除く。)</u> の任免を行うこと。
- (7) 学校, 幼稚園, 保育所, 認定こども園及び公民館の敷地を選定すること。
- (8) 1件130万円を超える工事の計画を策定すること。
- (9) 教育委員会規則及び規程の制定又は改廃を行うこと。
- (10) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申し出ること。
- (11) 通学区域の設定及び変更に関すること。
- (12) 教科用図書の採択に関すること。
- (13) 校長及び教員の勤務評定に関すること。
- <u>(14)</u> 陳情及び請願に関すること。
- (15) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関するこ

2 教育長は、前項の規定により委任された事務のうち重要と認めるものに ついて、その管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。

(部長等専決事項)

第10条 部長及び課長の専決事項は、別表のとおりとする。

(代決の順序)

第11条 正当決裁者が不在のときは、次の表に掲げる順序によりその事務を代決する。

正当決裁者	第1次代決者	第2次代決者
教育長	部長	主務参与又は主務参事
<u>部長</u>	主務参与又は主務参事	主務課長,主務課長代理又 は主務主幹(課長級)
課長	主務課長代理,主務主幹(課 長級及び課長補佐級),主務 課長補佐,主務指導主幹又 は主務社会教育主幹	主務係長,主務主幹(係長級),主務主査又は主務主任

(代決の例外)

第12条 前条の規定にかかわらず、特に必要があるときは、軽易又は定例 的な事項に限り、教育長にあっては<u>部長</u>に、<u>部長</u>にあっては参与又は参事 に、課長代理、主幹、課長補佐、指導主幹又は社会教育主幹を置く課の課 改 正 前

と。

- (16) 前各号のほか、教育委員会が特に指示したこと。
- 2 教育委員会は、次の各号に掲げる事務を教育長に委任する。
- (1) 予定価格の設定に関する事務
- (2) 総社市立学校管理規則(平成17年総社市教育委員会規則第8号)第 24条第3項に規定する学校評議員の委嘱に関する事務
- (3) 総社市立学校関係者評価委員会設置要綱(平成25年総社市教育委員会告示第5号)第2条第2項に規定する学校関係者評価委員の委嘱に関する事務

(教育次長等専決事項等)

第10条 <u>教育長専決事務及び委任事務のうち</u>,教育次長及び課長の専決事項は、別表のとおりとする。

(代決の順序)

第11条 正当決裁者が不在のときは、次の表に掲げる順序によりその事務 を代決する。

2 TW 9 00		
正当決裁者	第1次代決者	第2次代決者
教育長	教育次長	参与,主務参事,主務課長又
		は主務課長代理
教育次長	参与,主務参事,主務課長又	主務主幹(課長級及び課長
	は主務課長代理	補佐級),主務課長補佐,主
		務指導主幹又は主務社会教
		育主幹
課長	主務主幹(課長級及び課長	主務係長,主務主幹(係長
	補佐級),主務課長補佐,主	級),主務主査又は主務主任
	務指導主幹又は主務社会教	
	育主幹	

(代決の例外)

第12条 前条の規定にかかわらず、特に必要があるときは、軽易又は定例 的な事項に限り、教育長にあっては<u>教育次長</u>に、<u>教育次長</u>にあっては参与 又は参事に、課長代理、主幹、課長補佐、指導主幹又は社会教育主幹を置

長にあってはあらかじめ教育長の承認を経て課長代理、主幹、課長補佐、指導主幹又は社会教育主幹に、その事務を常時代決させることができる。

(令達の種類)

- 第16条 令達の種類は、次のとおりとする。
- (1) 規則 地教行法第15条の規定により制定するもの

 $(2)\sim(5)$ 略

別表 (第10条関係)

1 人事に関する事項

, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,				
事 項	<u>部 長</u>	課長	合 議	摘 要
略				

庶務課長 合 議

2 財務に関する事項

事 項 部 長

尹 京	<u> </u>	/////////////////////////////////////	日	110 女
略				
節	部長	庶務課長	合 議	摘要
略	•			
13 委託料	300万円以	100万円以上		(1) 法令に基づき
	上	300万円未満		<u>入所決定した者</u>
	1,000万円	100万円未満		に係る私立保育
	未満	主務課長		所等運営委託料
				は主務課長
				(2) 建設工事等に
				係るものについ
				ては,工事請負
				費の区分(合議
				<u>を含む。) によ</u>
				<u>る。</u>
				(3) 長期継続契約
				の契約締結時
				は,契約期間全

改 正 前

く課の課長にあってはあらかじめ教育長の承認を経て課長代理,主幹,課 長補佐,指導主幹又は社会教育主幹に,その事務を常時代決させることが できる。

(令達の種類)

- 第16条 令達の種類は、次のとおりとする。
- (1) 規則 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第14条の規定により制定するもの
- (2)~(5) 略

別表(第10条関係)

1 人事に関する事項

事 項	教育次長	課長	合 議	摘要
略				

2 財務に関する事項

事 項	教育次長	庶務課長	合 議	摘要
略				
節	教育次長	庶務課長	合 議	摘要
略				
13 委託料	300万円以	100万円以上		
	上	300万円未満		
	1,000万円	100万円未満		
	未満	主務課長		
				- 11m /sl. / 1. dam //
				長期継続契約
				の契約締結時
				は, 契約期間全

	란	女 正	後					ģ	改 正	前			
略				によ 次年	執行予定額 る。ただし, :度以降は, 課長。		略					額によれ	行予定 る。ただ F度以降 務課長。
<u> </u>	- 関オス東頂					۱L	* *	<u></u> 也に関する事項	 f				
事項		部 長	課長	合 議	摘要	ijŗ		項 項	教育次長	課長	合	議折	商 要
略		HP X	H/K X	<u>ц</u>	1164 🗡			^	<u> </u>	HIN X	Н	htx 11	H X
4 個別的な事務	务に関する事	項				1 2	4 個別的な事	事務に関する事	項				
部長の専決	事項	课 名	課長	の専決事	 項		教育次長の	専決事項	課名	課	長の専治	央事項	
略	·	·					略		<u>.</u>				
						_ _							

(総社市教育委員会公印規則の一部改正)

第5条 総社市教育委員会公印規則(平成17年総社市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を同表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

			改	Ź	正	後							ġ	攵	正	前			
別表(第3条関係) 公印一覧表							5	別表(第3条 公印一覧表	関係))									
公印の種類	整理番号	書	体	寸	法	保管課 (校園)	使用区分	印材	個数		公印の種類	整理番号	書体	寸	法	保管課 (校園)	使用区分	印材	個数
略										$_{arphi}\mid$ $ ceil$	略						•		•
削除	7										総社市教育 委員会委員 長印	7	てん書	方2: リ	13	庶務課	教育委員長 名をもって する文書全 般	木	1
略			•	•						iΙĪ	略			•	•				

(教育委員会の権限に属する事務の一部を学校長に委任する規則の一部改正)

第6条 教育委員会の権限に属する事務の一部を学校長に委任する規則(平成27年総社市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動後号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(移動後号を除く。)に改める。

改 正 後	改 正 前
総社市教育委員会事務局処務規則(平成17年総社市教育委員会規則第5号)第8条 <u>第1項</u> の規定により教育長に委任された事務のうち、次に掲げる事務を市立小中学校長に再委任する。 (1)総社市立学校管理規則(平成17年総社市教育委員会規則第8号)第24条第3項に規定する学校評議員の委嘱に関する事務 (2)総社市立学校関係者評価委員会設置要綱(平成25年総社市教育委員会告示第5号)第2条第2項に規定する学校関係者評価委員の委嘱に関する事務	及び第3号に係る事務を市立小中学校長に再委任する。

(総社市図書館運営規則の一部改正)

第7条 総社市図書館運営規則(平成17年総社市教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(専決事項)	(専決事項)
第15条 略	第15条 略
2 前項に定めるもののほか, <u>部長</u> 以上の決裁又は協議が必要な場合には,	2 前項に定めるもののほか、 <u>教育次長</u> 以上の決裁又は協議が必要な場合に
生涯学習課長を経て行うものとする。	は、生涯学習課長を経て行うものとする。

附則

- この規則は,次の各号に定める日から施行する。
- (1) 事務局に部を設置することに伴う改正及び教育次長を部長とする改正 平成29年4月1日
- (2) 前号以外の改正 平成29年5月12日